

施設設備整備区分（理容室）

事業の実施に伴う施設設備の費用負担区分は原則下表のとおりとする。

項目		本機構	事業者	備考
建築 工事	内装		○	現行仕様 ・床仕上：長尺塩ビシート貼り ・壁仕上：ビニールクロス貼り ・天井仕上：岩綿吸音板仕上
電気 設備	(1) 動力及び電灯 コンセント電源		○	現行仕様 副メーター付分電盤及び二次側以 降全て（一次側電源配線を含む）
	(2) 通信設備・電 話設備		○	
	(3) 照明設備		○	現行仕様・電灯 5 本
空調	(1) 冷暖房設備	○		
	(2) 換気設備	○		
給排 水設備	(1) 給水設備	○ 床上バルブ止めま での現行設備の維持管 理	バルブ止め以降全 ての設備は事業者負担	
	(2) 排水設備	○ 床上キャップ止め までの現行設備の維持 管理	床上キャップ止め 以降の全て（床上排水 接続を含む）の設備 は事業者負担	
	(3) 流し・手洗い設 備		○	
防災 設備	(1) 火災報知設備	○		
	(2) スプリンクラー設備	○		
	(3) 非常放送設備	○		
	(4) 非常照明設備	○		
	(5) 誘導灯設備	○		
その他	備品、什器類		○	現行の備品、什器類は使用可能 参考：備品及び付帯設備一覧表

（注）費用の負担区分が本機構となっているものについても事業者の原因によるものは事業者の負担とする。費用の負担等について疑義があるものについては、本機構と事業者が協議のうえ決定するものとする。